

## 唐津人形浄瑠璃保存会規約

### (目的)

第1条 本会は、我が国固有の伝統文化である人形浄瑠璃等を子供と大人が協働して継承する活動を通じて、唐津市及びその周辺地域における青少年の健全な成長を促すとともに地域社会の豊かな発展を目指すことを目的とする。

### (名称)

第2条 本会の名称は、唐津人形浄瑠璃保存会（以下「保存会」という。）とする。

### (事業)

第3条 保存会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 人形浄瑠璃等の実演指導
- (2) 人形浄瑠璃等の上演会の開催
- (3) 地域における文化振興行事等への参加
- (4) その他人形浄瑠璃等を通じた青少年健全育成活動及び文化振興活動

### (会員及び会費)

第4条 保存会の会員は、第1条の目的に賛同する者をもってあてる。

- 2 会費は、年額三千円とする。
- 3 前項の規定は、第19条の規定に基づく会計年度内において満19歳以上である会員に適用する。

### (役員)

第5条 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

- 2 会長は、理事の中から互選により選任する。
- 3 副会長及び事務局長は、理事会の承認を得て、理事の中から会長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、保存会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、会長及び副会長を補佐し、保存会の業務を統括する。
- 4 監事は、理事会及び会計を監査する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員によって選ばれた役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 保存会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、保存会の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応ずる。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、事業計画、予算、役員を選出、その他会長が重要と判断する事項について審議する。

(総会の開催)

第10条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(総会の招集)

第11条 総会は、会長が招集する。

(総会の議長)

第12条 総会の議長は、会長をもってあてる。

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の事項について議決する。
  - (1) 総会に付すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 総会において委任された事項
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第14条 理事会は、必要の都度、会長が招集する。

(理事会の議長)

第15条 理事会の議長は、会長をもってあてる。

(収入)

第16条 保存会の収入は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金、賛助金
- (3) 補助金、助成金
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(備品等の管理及び保管)

第17条 保存会が所有する備品等は、会長が管理し、会長が指定する場所においてこれを保管する。

(事業計画及び予算)

第18条 保存会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において議決する。

(会計年度)

第19条 保存会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第20条 保存会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、事務局長が掌理する。
- 3 事務局は、唐津市新興町2889-16に置く。

(専門部会)

第21条 会長は、保存会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、事務局に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会会員は、理事会の同意を得て、監事を除く会員の中から会長が委嘱する。

(その他)

第22条 この規約で定めるもののほか、保存会の運営上必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成23年5月14日から施行し、同年4月1日から適用する。